

令和6年度

水戸市不妊ステップアップ治療(体外受精・顕微授精)助成事業

今年度から 名称が変わりました

(旧名称：水戸市生殖補助医療助成事業)のご案内

◆対象となる治療

- ① 体外受精又は顕微授精 (男性不妊治療※1も含む)
- ② 治療終了日が令和6年4月1日以降のもの (特定不妊治療助成事業で助成を受けたものは除く)

令和6年4月1日以降の治療終了分の申請から、申請期限を延長しました。
 (旧)「治療終了日から**60日以内**または年度の末日のどちらか早い日」
 (新)「治療終了日から**75日以内**または年度の末日のどちらか早い日」

◆対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- ① 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係であり、治療の結果出生した子を認知する意向のある夫婦
- ② 夫又は妻のいずれか一方が**治療開始から申請まで水戸市に住所を有すること**
- ③ 各治療期間の初日における妻の年齢が**43歳未満**であること
- ④ 健康保険に加入していること



◆助成を受けられる回数 (生殖補助医療助成事業での助成回数も含めます)

水戸市不妊ステップアップ治療助成
 39歳までの方 … 6回まで
 初回申請の治療開始日における妻の年齢が 40歳～42歳の方… 3回まで

※本助成を受けた後に出産した場合(12週以降の死産含む)は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。出産後初めて申請する治療開始時点の妻の年齢により回数が決定します。リセットには戸籍謄本や死産届等で出生の確認が必要です。

◆助成対象と限度額 保険適用後の自己負担分・保険適用外(自費)分が助成対象です。1回の治療(※2)につき、以下の金額を限度に助成します。

治療ステージ (下記表参照)	限度額
① A, B, D, E の場合	5万円 まで
② C, F の場合	2.5万円 まで
③ 男性不妊治療(治療ステージCを除く) (※1)体外受精又は顕微授精の治療の一環として精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術を行った場合のみ	5万円 まで

治療ステージ①～③を**すべて全額自費診療**で行った場合
 上記①～③の助成限度額にプラスして**最大5万円 まで上乗せ**

※2 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査まで(または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまで)の過程を指します。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなします。

<体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲> の部分

が助成対象となる治療です。どのステージに該当するかは主治医にご確認ください。

治療内容	採卵まで			採精 去	受精 (顕微授精) 培養	胚移植				助成対象範囲		
	採卵 (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 (注射)			新鮮胚移植 胚移植	凍結胚移植 (自然周期で行う場合もあり)	凍結胚移植 胚移植	凍結胚移植 黄体期補充療法		凍結胚移植 黄体期補充療法	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施											助成対象	
B 凍結胚移植を実施*												
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 受精できず												
E または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											対象外	
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 * 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成の対象になりません。
 * 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合に限り、男性不妊治療のみでも助成の対象になります

申請期限	備考
1回の治療(※2)の終了毎に、その治療が終了した日(※3)から起算して(治療終了日を含む) 75日以内 または 年度の末日 のどちらか早い日	申請期限を過ぎたの申請は、受理できません。 やむを得ない理由により、申請期限内に申請ができない場合は、申請期限内に子育て支援課までご相談下さい。
・令和7年1月16日～3月31日に治療が終了した場合、令和7年3月31日が申請期限となります。	

※3 「治療が終了した日」とは、妊娠判定日または医師の判断により治療を終了した日(医師が受診等証明書に記載した治療期間の末日)となります。妊娠の確定した日や医療機関からの卒院日と同じ日は限りません。自己判断せず、必ず医療機関にご確認ください。

◆申請手続き



※初めて申請される際は、必ず子育て支援課へご相談下さい。
 ※申請手続きの際は、内容確認のためお時間をいただきます。時間に余裕をもってお越しいただけますよう、ご協力をお願いします。

◆申請に必要な書類等 ★ 準備できたら口にチェック✓

全員必要	1	<input type="checkbox"/> 不妊ステップアップ治療補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)	・ご夫婦で記入
	2	<input type="checkbox"/> 不妊ステップアップ治療(体外受精・顕微授精)助成受診等証明書(様式第2号) <small>医療機関に作成を依頼</small>	・他院に依頼し実施した治療・投薬等の治療費についても他院分の領収書を持参し、合算額を記載してもらってください。
	3	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 明細書 } <input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 原本のコピー (受診等証明書に記載された治療期間内分)	・原本は確認後お返しします。 ・受精胚等の管理料(保管料)、入院室料、食事代、文書料、サプリメント、テキスト代等は助成対象外です。 ・医療機関が他院に依頼して行った治療・投薬があった場合は、その領収書や明細書も添付してください。
省略できる場合あり	4	<input type="checkbox"/> 健康保険証	・全額自費で治療した方。 ・提示のみ。ご夫婦とも検査、治療を受けた場合、お二人分の提示が必要です。(現物を持参できない場合は、コピー可。)
	5	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (発行から3ヶ月以内)	・新規申請の方、回数リセットに該当する方、事実婚関係、夫婦のどちらか一方が水戸市に住民票がない場合は必要です。 ・住民票の記載内容でご夫婦の婚姻関係が確認出来ない場合(ご夫婦の住所が異なる、住民票で夫婦であることが確認出来ない場合等)は申請ごとの添付が必要です。
	6	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (発行から3か月以内、マイナンバーの記載のないもの)	・ご夫婦それぞれの「続柄」、「戸籍筆頭者」の表示を省略しないもの。 ・住民票の記載内容により、ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本も必要です。(ご夫婦の住所が異なる場合など) ◎夫婦ともに水戸市に住所を有しており、申請書にて、住民記録情報を閲覧されることに同意する場合は、提出を省略することができます。
	7	<input type="checkbox"/> 相手方登録申請書	・新規申請の方、住所や指定口座に変更がある方
	8	<input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書(別紙7)	
	9	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 高額療養費支給決定通知 医療費付加給付等支給証明書など	・医療保険者から高額療養費や付加給付金等が支給された場合、金額が確認できる書類が必要です。

書類ダウンロード



◆水戸市及び茨城県医療機関一覧 (水戸市外、茨城県外の医療機関で治療した場合でも、助成を申請できます)

医療機関名	TEL	医療機関名	TEL
石渡産婦人科病院(水戸市)	029-221-2553	筑波大学附属病院(つくば市)	029-853-3900
おおぬきARTクリニック水戸(水戸市)	029-231-1124	筑波学園病院産婦人科(つくば市)	029-836-1355
中央泌尿器科クリニック(水戸市)	029-232-0405	つくばARTクリニック(つくば市)	029-863-6111
福地レディースクリニック(日立市)	0294-27-7521	つくば木場公園クリニック(つくば市)	029-836-4123
いがらしクリニック(龍ヶ崎市)	0297-62-0936	遠藤産婦人科医院(筑西市)	0296-20-1000
根本産婦人科医院(笠間市)	0296-77-0431	小埜医院(小美玉市)	0299-58-3185

<書類の取得方法>

- 1, 2, 7, 8 …… **子育て支援課**
 5 …… 本籍地のある市町村
 6 …… お住まいの市町村
 9 …… ご加入の医療保険者

◆不妊に関する相談窓口 (茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。県内2か所(県央地区・県南地区)で個別面接相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

茨城県産婦人科医会 ▼相談予約受付・お問い合わせ先 電話 029-241-1130 (月～金曜日 午前9時～午後3時)
 ▼電話相談(予約不要) 電話 080-1044-4064 (第4木曜日 午後1時～午後4時)
 ▼メール相談申込フォーム <https://ibaog.jp/org/funin/mail/>

◆水戸市ホームページをご覧ください

水戸市ホームページでは、申請に関するご案内や申請書のダウンロード、国の制度改正等の情報を掲載しております。

◆相談・申請窓口

水戸市 子育て支援課 (水戸市役所2階)
 電話: 029-350-1216
 月～金曜日 8:30～17:15(祝日、12/29～1/3を除く)

水戸市 不妊ステップアップ治療

事業内容が変更になる場合がありますので、申請前に担当へお問合せいただくか、水戸市ホームページをご確認ください。